

# 【令和元年度 住宅】豊中市住宅用再生可能エネルギーシステム (太陽光発電設備・太陽熱利用設備)



## 設置補助金交付制度のご案内

豊中市では「第2次豊中市地球温暖化防止地域計画(チャレンジマイナス70プラン)」で掲げる目標「市民1人あたり温室効果ガス排出量を、1990年度比で2050年までに70%削減」に向けて、家庭生活で排出される温室効果ガスの大幅な削減に効果がある太陽光発電設備の設置・太陽熱利用設備の設置に対する補助を実施します。

### 1. 募集期間

●令和元年(2019年)5月13日(月)～令和元年(2019年)11月29日(金)まで  
※令和元年度の予算額:450万円

### 2. 申込先

●豊中市環境部環境政策課 環境企画係 (豊中市役所第一庁舎5階)  
〒561-8501 豊中市中桜塚3-1-1  
電話: 06-6858-2108 FAX: 06-6842-2802

#### <受付について>

- ・平日の8時45分から17時15分まで窓口で受付します。郵送・FAX等での受付は行っておりません。
- ・先着順で受付し、募集期間内であっても申込みが予算額に達した時点で終了します。
- ・一度に多数の申込者が来庁された場合は、整理券で対応させていただく場合があります。
- ◆手続き代行業者の方へ  
他に申込者がお待ちの場合、1回に受付できる件数は1件までとさせていただきます。  
1件の受付が終了した際にお待ちの方がいない場合は、そのまま継続して受付できます。
- ◆太陽光発電設備、エネファームの補助を同時に申込される方へ  
窓口が混雑している場合は、太陽光とエネファームの受付窓口を別々にし、分かれてお並びいただく場合がございます。あらかじめご了承ください。

### 3. 補助対象物件と補助金額

対象設備	種類	補助金額	限度額
太陽光発電設備	① 住宅の屋根等への設置に適した構造であること。 ② 発電が多いときは電気を売り、少ないときは買うことのできる設備が連系していること(発電電力を電気事業者が全量買い取る場合は対象外)。 ③ 新品であること。	太陽電池の 最大出力(kW) × 1.5万円 ※ 補助できるのは4kWまで。 ※ 千円未満の端数が生じた場合は、その端数は切り捨て。	6万円
太陽熱利用設備	① 住宅の屋根等への設置に適した構造であること。 ② 太陽熱エネルギーを集めて給湯に利用する太陽熱温水器(自然循環型または真空貯湯型)、あるいは不凍液等を強制循環する太陽集熱器と蓄熱槽から構成され、給湯や空調に利用するソーラー設備。 ③ 一般財団法人ベターリビング(BL)優良住宅部品の認定を受けているもの、または日本工業規格(JIS)に適合したもの。 ④ 新品であること。	設置費用(*) × 1/5 ※ 千円未満の端数が生じた場合は、その端数は切り捨て。 (* )補助対象となる設置費用の範囲 ①集熱器又は太陽熱温水器の集熱部及び貯湯部、②架台、③貯湯槽及び付帯機器、④配管器具の購入・据付、⑤工事に 関する費用	5万円

## 4. 補助金の交付対象者

補助金の交付は、以下のいずれにも該当する方が対象となります。

- ① 自ら居住し、もしくは居住しようとする市内の住宅(店舗等の併用住宅を含む)に設備を設置する方であること(別荘や倉庫など、通常居住に使われていない建物は補助の対象外です)。
- ② 補助金の交付申込時において、対象設備の設置に着手していないこと。
- ③ 令和2年(2020年)2月28日(金)までに補助金交付実績報告書を提出することができること。
- ④ 令和2年(2020年)3月31日(火)までにすべての手続き(請求書提出まで)を完了することができること。
- ⑤ 太陽光発電設備を導入する場合には、電力会社と余剰電力需給契約を締結すること。
- ⑥ 施工業者(販売店含む)に発注して、設置すること。
- ⑦ これまでにこの補助金制度において、同一設備にかかる補助金の交付を本人または同一世帯の方が受けていないこと。
- ⑧ 対象設備を設置する住宅が「豊中市ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)普及促進補助金」の対象住宅に該当していないこと。

※補助金の交付を受けられた方には、使用状況報告書をご提出いただきます(令和2年3月分まで)。

**【注意】黒ボールペンで記入してください(消せるインクのボールペン等は使用不可)。**

修正がある場合は、二重線で消した上に申込書の申込者印と同じ印鑑を押印してください。

**記入・押印後の申込書は、必ずコピーを取り保管してください。**

## 5. 手続方法

### (1) 補助金交付の申込み

**対象設備の設置工事をする前に**、「豊中市住宅用再生可能エネルギーシステム設置補助金交付申込書」に、以下の書類を添えて環境政策課に持参してください。(郵送、FAX等の受付はできません。)

#### 【添付書類】

- ① 地図(対象設備の設置場所の所在地が分かるもの)
- ② 工事着手前の現況写真(対象設備設置前の写真)  
遠景＝住居全体、近景＝設置予定場所(屋根など)を間近で撮影したもの  
※5、6ページ「写真撮影時の注意点」を必ずご確認ください。  
※写真は日中に撮影してください(夜間撮影の写真は受付できません)。
- ③ 工事請負契約書のコピー
- ④ 経費の内訳(太陽電池モジュールの額、型番、枚数がわかるもの。見積書のコピー可)
- ⑤ パンフレット等(商品の型番と公称最大出力数が確認できるもの、コピー可)
- ⑥ 設置承諾書(様式第2号)(設備を設置する住宅の所有権を持つ人が申込者以外にいる場合)
- ⑦ 豊中市住宅用再生可能エネルギーシステム設置補助金申込等手続代行者選任届(様式第14号)(申込みをする方が事務手続きを代行者に委任する場合)
- ⑧ その他、市長が必要と認める書類

**【注意】申込者の印は、交付申込みから請求まで、全て同じ印を使用してください(認印可)。**



### (2) 補助金の交付決定

申込書の審査の結果、適正と認められた場合は、補助金交付決定通知書を送付します。

なお、交付決定通知書の交付予定額を、設置完了後の補助金額の確定時における限度額とします。

注意!

- ① 設置工事は、必ず補助金交付決定を受けた後に着手してください。
- ② 決定前に着手した場合、補助金の交付が受けられなくなります。
- ③ 工事は、交付決定の日から補助金交付実績報告書の提出に支障が出ない期間で工事を完了してください。

※工事完了日＝「設備を設置した日」、「設備の竣工検査実施日」、「電力会社の電力受給開始日」のうち、一番遅い日

### (3) 計画の中止

交付決定後に、やむをえない事情により計画を中止しようとするときは、速やかに「豊中市住宅用再生可能エネルギーシステム設置補助金交付申込取下書」(様式第5号)を環境政策課に提出してください。

### (4) 補助金実績報告書の提出

対象設備の設置完了後、工事完了日から起算して2か月以内または令和2年2月28日(金)のいずれか早い日までに「豊中市住宅用再生可能エネルギーシステム設置補助金実績報告書」に以下の書類を添えて環境政策課に持参してください(郵送、FAX等の受付はできません)。

#### 【添付書類】

- ① 領収書のコピー(対象設備の設置費に係るもの)
- ② 領収書内訳書(様式第7-3号または様式第7-4号)
- ③ 竣工検査の試験記録書(様式第7-5号または様式第7-6号)
- ④ 工事完了後の住宅写真(対象設備設置後の現況写真)《遠景:住居全体、近景:設置場所(屋根など)》  
※5、6ページ「写真撮影時の注意点」を必ずご確認ください。  
※写真は日中に撮影してください。夜間撮影の写真は受付できません。
- ⑤ 《太陽光発電設備》モジュール配置図  
《太陽熱利用設備》給水給湯系統(配管)図(設備をどのように利用するかわかるもの)のコピー
- ⑥ 新品であることを証明できる書類のコピー  
《太陽光発電設備》太陽電池モジュールの出荷証明や出力対比表など。  
申込者名、メーカー名、日付、モジュールの型番、製造番号、出力数、枚数の明記が必要。  
《太陽熱利用設備》出荷証明書。申込者名、メーカー名、日付の明記が必要。
- ⑦ 住民票(補助金交付決定者が対象設備を設置した住居)の写し。コピー不可。  
※3か月以内に取得したもの。世帯主との続柄および発行日の表記が必要。  
※個人番号が書かれていないものを提出してください。  
※申込者のもののみで可。ただし、世帯全員分の交付を受けた場合には全員分を提出してください。  
※「豊中市家庭用燃料電池システム設置補助金」も受ける場合は2部必要です。
- ⑧ 契約先の電気事業者、契約者(=申込者)、設置住所、受給開始日等がわかる文書のコピー  
(関西電力と契約の場合、「再生可能エネルギー発電に関する電力受給契約のご案内」の写し)  
※太陽熱利用設備の場合は、対象設備の保証書のコピー
- ⑨ その他、市長が必要と認める書類  
※太陽光モジュールの枚数を変更した場合には、実績報告時に変更後のモジュールの最大出力に応じた内容を記載してください。ただし、交付決定通知書の交付予定額が上限です。  
また、メーカーや型番を変更した場合には、変更後のモジュールの型番と公称最大出力が掲載されているパンフレット等も添付してください。



## (5) 補助金交付額の確定

- ・ 補助金の額は、実績報告書を審査し、原則として「豊中市住宅用再生可能エネルギーシステム設置補助金交付決定通知書」に記載した補助金交付予定額を限度として確定します。
- ・ 実績報告書の審査により交付額を確定した場合、「豊中市住宅用再生可能エネルギーシステム設置補助金交付確定通知書」を送付します。

## (6) 補助金の請求

- ・ 「豊中市住宅用再生可能エネルギーシステム設置補助金交付確定通知書」を受けたときは、「豊中市住宅用再生可能エネルギーシステム設置補助金交付請求書」(様式第9号)を令和2年3月31日(火)までに環境政策課に提出してください。請求書を受け付けてから概ね1ヶ月で、補助金を指定の銀行口座に振り込みます。

## (7) 手続代行者

- ・ 申込者は、補助金交付申込書、実績報告書、交付申込取下書の提出に係る手続きの代行を、対象設備を販売する者等(手続代行者)に対して依頼することができます。
- ・ その場合、「豊中市住宅用再生可能エネルギーシステム設置補助金申込等手続代行者選任届」(様式第14号)の提出が必要となります。

# 6. 設備設置後の義務

## (1) 使用状況の報告義務

- ・ 補助金を受けて設備を設置した方は、設置設備の使用状況について報告していただきます。

### 報告内容

#### <太陽光発電設備>

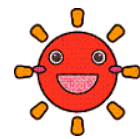
設置の翌月から2年が経過した年度の3月までの発電電力量、売電電力量

#### <太陽熱利用設備>

設置の翌月から2年が経過した年度の3月までのガス使用量等のエネルギー使用量

### 報告時期

毎年5月に環境政策課にご報告いただきます。



## (2) 設備の適正管理義務

- ・ 補助金を受けて設置した設備は、10年間適切な維持管理に努めてください。
- ・ 設置した設備は10年間売却、譲渡、貸与等はありません。自然災害その他受給者の責めに帰ることができない理由で設備が使用不能になったとき、又は設備を設置した住宅の所有権の移転が発生したときは、豊中市住宅用再生可能エネルギーシステム処分届出書(様式第12号)を環境政策課に提出してください。

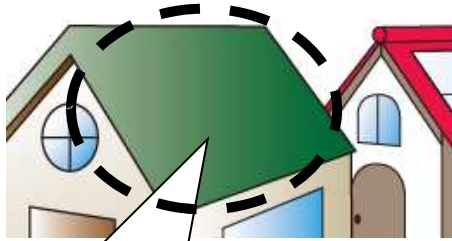


# 写真撮影時の注意点

## ～交付申込書提出時に必要な写真の撮り方～

※近景・遠景ともに、設置する住宅の周囲の状況がわかるように、隣接する家の一部などを入れて撮影してください。

### 【近景】



屋根等設置予定部分のアップ

※モジュール設置予定の屋根面全て

### 【遠景】



設置予定部分含む建物全景

※可能な限り、モジュール設置予定の屋根面が写るように撮ってください。

※3階建てや陸屋根でも建物全体の写真は必要です。

## ～実績報告書提出時に必要な写真の撮り方～

※近景・遠景ともに、交付申込書提出時に提出したものとできるだけ同じ位置から同じ角度で、隣接する家の一部などを入れて撮影してください。

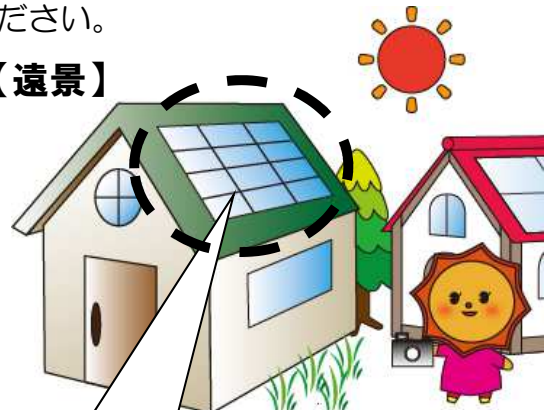
### 【近景】



屋根等設置部分のアップ

※モジュールを設置した屋根面全てを、設置前に撮影した写真となるべく同じ角度から撮ってください。

### 【遠景】



設置部分含む建物全景

※設置前となるべく同じ位置・角度から撮ってください。

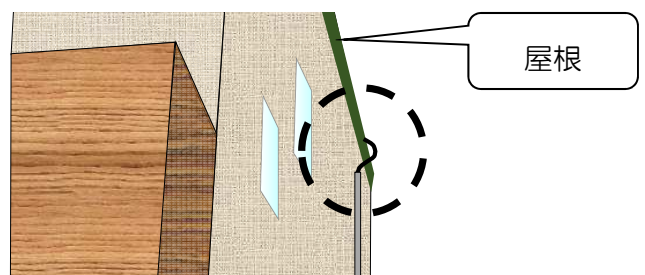
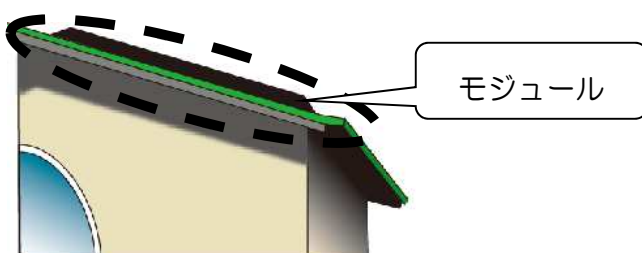
※モジュールが写らない場合でも、設置後に撮った建物全体の写真が必要です。

## ◆建物全景（遠景）でモジュールの設置がわかりづらい場合

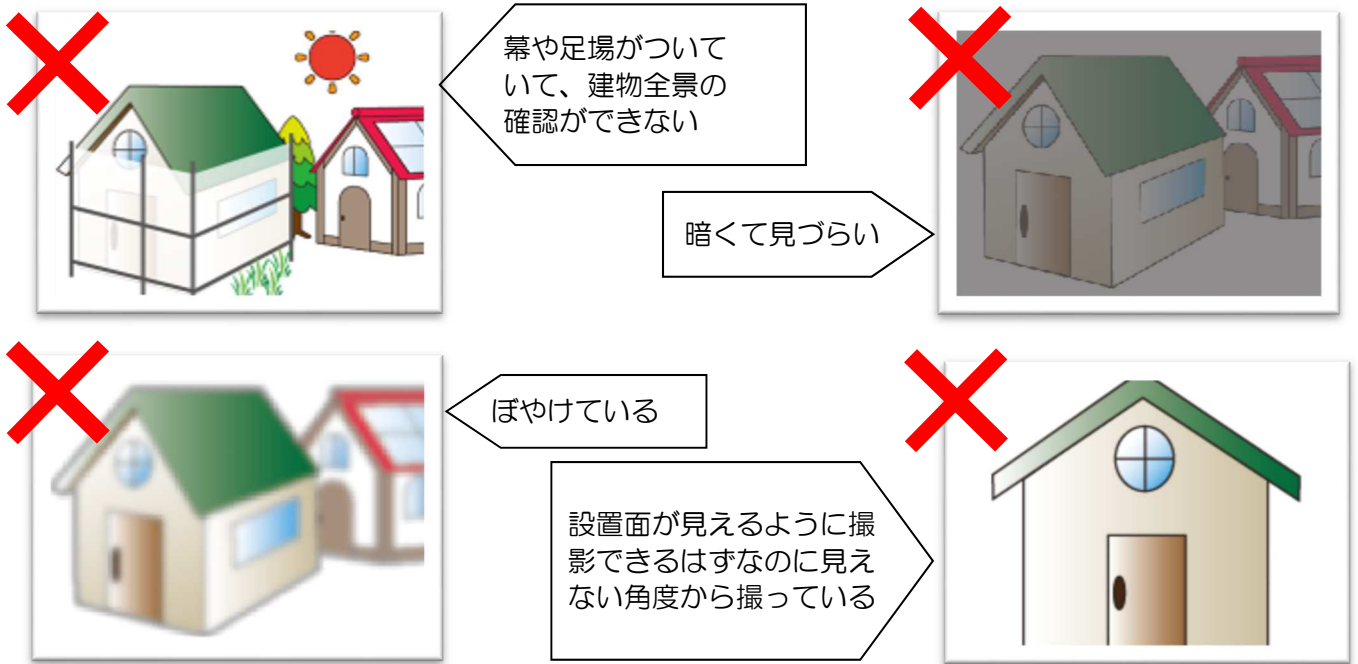
建物全景写真に加えて、屋根にモジュールがのっているのがわかるように、アップで撮影したものも提出してください。

または

建物全景写真に加えて、モジュールが屋根から住宅に引き込まれているのがわかる部分を撮影したものも提出してください。



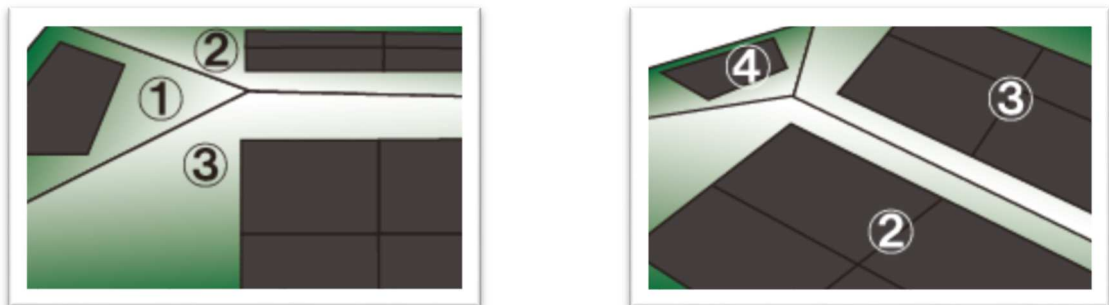
## 【受付できない写真例】（交付申込、実績報告共通）



## 【設置場所が複数の場合】（実績報告）【近景】

組み合わせ写真でも構いません。（全ての状況がわかること。）

対応する屋根がわかるように設置写真とモジュール配置図両方に番号を書き込んで下さい。



## 《注意点》

- ◆夕暮れ、ピントがあわない状態での撮影など、不鮮明な写真や、画像が粗い写真、モノクロ写真は提出書類として認められません。L版サイズ以上の大きさに印刷しても周囲の状況を含めて鮮明に映っているカラー写真を提出してください。【申込、実績共通】【遠景、近景共通】
- ◆複数の屋根面に設置する場合は、それらのすべての面を撮影してください。組み合わせ写真でも構いません。【申込、実績共通】【近景は必ず、遠景は可能な限り】
- ◆3階建てや陸屋根に設置する場合など、モジュール設置面を写すことができない場合でも、建物全体の写真は必要です。【申込、実績共通】【遠景】

※写真の不備については、再撮影を依頼する可能性があります。その場合、市は再撮影に関する各種のトラブルについては一切の責任を負いかねます。

# 補助金交付申込みのながれ



## STEP 1

### 工事の前に申込む（郵送・ファクス不可）

① 必要な書類を揃える。  
市ホームページからダウンロードも可。

② 申込書類一式を窓口へ直接提出。

現地調査  
審査

③ 交付決定通知書を受取り確認する。  
※受付後、土日祝を除いた概ね10日で届きます。

## STEP 2

### 工事をする

④ 設置工事を開始する。

交付決定の日から実績報告書の提出に支障が出ない期間で工事完了\*<sup>1</sup>すること。

⑤ 工事完了後、電力受給開始。  
設置後の写真を撮る。

※1…「工事完了」とは(1)設備の設置 (2)設備の竣工検査 (3)電力会社との受給契約（受給開始）のすべてが終わっていること。

## STEP 3

### 工事後に実績報告書を提出する（郵送・ファクス不可）

※工事完了後、2か月以内または令和2年2月28日(金)までのいずれか早い日までに窓口へ直接提出

⑥ 必要な書類を揃える。

⑦ 実績報告書書類一式を窓口へ直接提出。

審査

⑧ 交付確定通知書を受取り確認する。  
※受付後、土日祝を除いた概ね10日で届きます。

## STEP 4

### 設置補助金交付請求書を提出する（郵送可）

※令和2年3月31日(火)までに提出

⑨ 設置補助金交付請求書を提出する。

⑩ 概ね1か月で補助金が振り込まれる。

## STEP 5

### 使用状況報告書を提出する

毎年3月末までの分を記入し、同年5月末までに提出する。

（設置の翌月から2年が経過した年度の3月まで）